

遺族年金、労災保険（遺族（補償）年金）

全ての市町村

事業内容

国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族年金には、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」があり、亡くなった方の年金の加入状況などによって、いずれかまたは両方の年金が支給されます。

詳しくは、最寄りの年金事務所（遺族年金）、管轄する労働基準監督署（労災保険）までお問い合わせください。